

プレミアム商品券事業 子育て世帯応援事業を実施します

市内経済の活性化 子育て世代を応援

市では、市内の各商店の売り上げ向上と、市民の消費購買力を高めて市内経済を活性化するため「プレミアム商品券事業」を実施します。

また、子育て世代の経済的負担を軽減し、質の高い養育を目指すため「子育て世帯応援事業」も実施します。

この二つの事業は、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援助交付金(地域消費喚起・生活支援型)」を活用します。

2 割増商品券を 4 万セット販売

プレミアム商品券事業では、1万2千円の商品券1セットを1万円で販売します。1枚千円の商品券12枚つづりが1セットで、販売数は4万セットです。

12枚つづりの商品券の内訳

就学前児童や 多子世帯へ商品券交付

現在市では、出生月の翌月から満1歳の誕生日までのお子さんがいる世帯を対象に、子育て用品が購入できる子育て用品支給券(月額3千円、年額3万6千円)を交付しています。

今回の子育て世帯応援事業

は、小規模店舗専用券4枚、大型店舗・小規模店舗共通券8枚です。16歳以上の市民に限り、1人3セットまで購入できます(代理購入不可)。

販売期間は5月24日(日)から26日(火)まで。各総合支所と市内3商工会で販売します。詳しい内容は、販売のお知らせと取扱店一覧のチラシを作成、行政区長を通じて4月下旬と5月中旬の2回、各世帯へ配布します。市ホームページにも事業の詳細を掲載しますのでご覧ください。

では国の制度上、基準日を平成27年3月31日として、0歳児から6歳児までの就学前児童を養育する人へ、児童一人当たり1万5千円(千円券を15枚)の商品券を交付。さらには、2人目以降に對し、1万円の商品券を上乗せして交付します。

この子育て世帯応援事業で交付された商品券は、プレミ

アム商品券事業の取扱店で使用でき、子育て用品支給券対象品目のほか、子育て用品以外でも使用することができます。

ホームページにも事業の詳細を掲載しますのでご覧ください。

【問い合わせ】
プレミアム商品券事業
産業経済部 商工観光課
0220(34)2734
子育て世帯応援事業
福祉事務所 子育て支援課
0220(58)5562

＝取扱店を募集します＝ 商品券の取扱店になるには 登録が必要です

プレミアム商品券事業と子育て世帯応援事業の取扱店になるには、事前の登録が必要です。登録には、市内の3商工会(登米中央、みやぎ北上、登米みなみ)の会員であることが条件となります。ただし、現在会員でない場合でも新たに会員になれば、取扱店になることができます。

登録方法は、市内3商工会の本所および支所に設置してある「プレミアム商品券事業・子育て世帯応援事業取扱店登録届出書」に必要事項を記入の上、印鑑を押印して窓口に提出してください。事業開始後の換金方法などの詳細は、登録時に別途説明します。

【受付期間】 4月1日(水)午前9時から17日(金)午後5時まで ※期限厳守

【受付場所】 登米中央、みやぎ北上、登米みなみ商工会本所および支所

【持参物】 印鑑

【問い合わせ】

- 登米中央商工会本所 ☎ 0220(22)3681
- 石越町支所 ☎ 0228(34)2064
- みやぎ北上商工会本所 ☎ 0220(34)3255
- 登米支所 ☎ 0220(52)2259
- 東和支所 ☎ 0220(45)2121
- 津山支所 ☎ 0225(68)2443
- 登米みなみ商工会本所 ☎ 0220(55)2331
- 豊里支所 ☎ 0225(76)3274
- 南方支所 ☎ 0220(58)2666

春の交通安全市民総ぐるみ運動

5月11日(月)～20日(水)

交通ルール 守るあなたが守られる



5月11日(月)から20日(水)までの10日間、全国一斉に「春の交通安全運動」が実施されます。

市では下記の5項目を運動の重点として掲げ、期間中各地区での街頭指導など、関係団体とさまざまな交通安全活動を展開します。

交通事故の撲滅は、市民誰もが望む「願い」です。この「願い」をかなえるため「守ろう交通ルール、高めよう交通安全」を市民一人一人が心掛け実践することが重要です。

新入学児童に 思いやりを!

4月は、新入学児童が交通事故に遭う危険性が高くなります。

自転車や車を運転する皆さんは、子どもに配慮した運転を心掛け、将来の本市を



●運動の重点

1 子どもと高齢者の交通事故防止 2 飲酒運転の根絶 3 自転車の安全利用の推進 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 5 交差点と交差点付近の交通事故防止

担う子どもたちの見本になるよう、交通ルールと交通安全マナーを守りましょう。

県飲酒運転根絶 重点区域に指定

【指定されている場所】 迫町佐沼字中江1～5丁目

【期間】 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

飲酒運転は「犯罪」です。本市は県内他市町村と比べて、飲酒運転による検挙数・事故件数の割合が高い地域となっています。



- 【飲酒運転で失う六つの宝】**
- 1 命(死亡事故に直結)
 - 2 家族(家族離散など)
 - 3 仕事(会社などは解雇)
 - 4 社会的信用(マスコミで報道など)
 - 5 免許(免許取り消しなど)
 - 6 お金(罰金や遺族補償など)
- 「飲酒運転 しないさせない 許さない」
- 【問い合わせ】** 市民生活部市民生活課(市民総務係)
☎ 0220(58)2118

農業委員会巡回事務所

平成27年度の巡回事務所(4～6月)は次の日程で実施しますのでお知らせします。なお、年間の日程は各総合支所に掲示しています。

【問い合わせ】 農業委員会事務局 ☎ 0220(34)2317

■ 4～6月の巡回事務所開催日

地区	開催日		
豊里	4月 2日(木)	4月 30日(木)	5月 27日(水)
迫	4月 3日(金)	4月 30日(木)	5月 28日(木)
東和	4月 6日(月)	5月 1日(金)	5月 29日(金)
米山	4月 7日(火)	5月 1日(金)	6月 1日(月)
石越	4月 8日(水)	5月 7日(木)	6月 2日(火)
登米(津山)	4月 9日(木)	5月 7日(木)	6月 3日(水)
南方	4月 10日(金)	5月 8日(金)	6月 4日(木)

※巡回事務所の開設時間は午前9時30分～11時30分となります。

多様な視点で安全確認!! ～春の農作業安全運動展開中～

近年、過信や慣れによる安易な作業などが重大事故につながっています。もう一度、家族や地域で農作業安全の実践事項を確認し、正しい機械操作で、農作業事故をなくしましょう。

【農作業安全の実践・確認項目】

- 1 機械や道具の点検・整備
 - 2 休憩の取れる無理のない作業
 - 3 農道を走行する際の路肩状況の確認
 - 4 農作業や機械作業に適した服装
 - 5 慎重なほ場への出入り、あぜ越え
 - 6 点検・調整時は、必ずエンジン停止
 - 7 道路走行に備え、反射板の装着
- 農作業後の泥汚れについて(お願い)

道路に落ちた泥は、通行の妨げになり大変危険です。トラクターなどで農作業をした後に、田や畑から道路へ出る際は、泥を落としてから走行するように心掛けましょう。

【問い合わせ】 産業経済部農林政策課(農政企画係)
☎ 0220(34)2716

